

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果

事業所名 子ども発達スクールかすたね

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		設置基準に基づき適切なスペースを確保しています。 指導訓練室1:51.60㎡ 指導訓練室2:20.22㎡	
	2	職員の配置数は適切である	○		人員配置基準に基づいた職員配置を行なっています。 作業療法士・公認心理師などの有資格者を配置した加算体制をとっています。	
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		トイレに手すり、玄関スロープを設置しバリアフリー化しています。視覚的に分かりやすいよう構造化をしています。	
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		職員間および全体会議を行い、目標設定や必要な業務の洗い出しを行い業務改善へとつなげています。また各々の職員が行動計画を作成し、全体と共有することで業務改善へと繋ぐことができる体制を整えています。	
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		毎年、事業所アンケートを実施しています。その結果をもとに、業務改善につなげています。	
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		ホームページにて公表しております。	
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		必要に応じて、検討していきます。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		月に1回、事業所内にて職員研修を行なっています。	
	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		アセスメントを行い、子どもとご家族様のニーズや課題を分析し、個別支援計画を作成しています。	
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		行動観察が中心ですが、必要に応じてアセスメントツールを使用しています。	
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		作業療法士・公認心理師・特別支援教員が連携し、専門性を活かしながら、お子様に応じたプログラムを実施しています。	
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		集団生活での課題等を保護者から聞き取り、プログラムに取り入れています。またプログラムの固定化が必要な児童に対しては、固定化し、少しずつ変化を加えています。	

適切な支援の提供	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○		長期休み明けや行事前など、子どもの様子に合わせてプログラムを立案しています。また夏休みなどの長期休みには、学校の宿題に関連するプログラムを臨時でたてています。	
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成している	○		お子様の状況に応じて個別療育と集団療育を組み合わせ、個別支援計画の作成をしています。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		前日の申し送り時に、支援内容・役割分担について確認し、情報の共有をしています。また訪問支援員・療育担当職員で療育開始前に情報交換し子どもの状況を共有しています。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終業時に、支援内容の振り返り・情報の共有を実施し、全員で確認をしています。	
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		療育後に必ず記録を記入し、支援の検証・改善につなげています。	
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		療育の際に、保護者様からの聞き取りを実施することに加え、半期ごとにモニタリングを実施し、個別支援計画の見直しを実施しています。	
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	○		お子様とご家族様のニーズを踏まえ、個別支援計画にはガイドラインに示されている必要な項目を選択し、具体的な支援内容を設定しています。	
関係機関や保護	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議が実施される際には、療育担当者が出席するようにしています。	
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	○		母子通所のため保護者様から学校行事等の情報を得ています。また必要に応じて支援コーディネーターと情報共有の場を設けています。	
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	○			発達障害児を主たる対象児としているため、医療的ケアが必要な子どもの利用はありません。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○		母子通所のため、基本的に保護者様を介して情報共有、連絡を行う等、必要に応じて児童の情報共有と相互理解を図っています。	
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	○		移行時には個別支援計画のまとめに引き継ぐべき内容を盛り込んで作成することで情報共有できるようにしている等、必要に応じて児童の情報共有と相互理解を図っています。	

保護者との連携	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	研修会等、日程が合えば参加するようにしています。新型コロナウイルス感染予防の観点から現在は参加を控えています。また必要に応じて、適宜ケース会議を実施しています。	
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		所属している学校での課題を保護者様から聞き取り、療育の中で同年代のお子様との関係づくりに必要な力を育むよう支援をしていきます。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	○		全てに参加できませんが、研修会等、日程が合えば参加するようにしています。新型コロナウイルス感染予防の観点から現在は参加を控えています。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	母子通所のため、療育開始前、終了後に保護者様とお話しする時間を設け、共通理解ができるようにしています。	
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	○	お子様の年齢に応じた保護者向け勉強会を実施しています。	
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に説明を行なっています。	
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	療育前後に保護者様から日毎の悩みを伺う時間を設けています。必要性が高い場合には、専門家によるアドバイスを行なっています。	
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		保護者様向けの研修会はできましたが、感染予防のため保護者様の座談会については控えております。感染状況を鑑みながら、保護者交流の場を設けられるよう検討していきます。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○	苦情受け入れサポートのため第三者委員会を設けています。	
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	行事予定は、年度はじめに保護者様に配布し、玄関に掲示しています。必要に応じて、LINEにて連絡しています。	
	35	個人情報に十分注意している	○	事業所で保有する個人情報については、鍵付き棚にて保管し、厳重に管理しています。	
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	視覚的に理解しやすいよう環境設定をしています。保護者様には、適宜情報伝達のため、連絡を取り合えるようにしています。	
37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		新型コロナウイルス感染予防の観点から現在は控えています。	

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○		マニュアルを作成し、受付に設置しています。	
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		定期的に療育中に、避難訓練を実施しています。	
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		定期的に、職員研修を設けています。	
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している		○		身体拘束に関する研修を行いました。ただし、基本的に身体拘束は行わないという考えのもと発達支援を行っています。止むを得ない場合には、子どもの自尊心を傷つけないよう、慎重な対応が必要と考えます。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		紙面にて保護者様に聞き取りを行なっています。また、必要に応じて提供前に保護者様に現物確認をとっています。	
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		毎日、療育終了後に職員間で出し合い共有し、ノートに記入しています。	